

唯一無二の誇り高い学校づくりに係る魅力・情報発信等業務委託仕様書

1. 委託業務名

唯一無二の誇り高い学校づくりに係る魅力・情報発信等業務委託

2. 委託者

佐賀県教育委員会事務局教育振興課

3. 業務の目的

県教育委員会では、県立高校において、学校の魅力や強みを磨き上げ、学校の魅力を発信することにより、県内外からの志願者数を増加させ、学校の活性化を図ることを目的として「唯一無二の誇り高い学校づくり」に取り組んでいる。

今回は、普通科改革を実施する伊万里高校や魅力発信の強化モデル校（牛津高校）等について、各高校における取組や特色ある学び、魅力等を県内外の中学生やその保護者等に広くPRすることを目的とした動画を制作するとともに、情報発信等を行う。

4. 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）までとする。

5. 委託業務の概要

(1) 県立高校の普通科改革における情報発信業務

県立高校普通科において、社会のニーズや生徒の興味・関心を踏まえ、学科やカリキュラムの見直しに取り組むことにより、生徒の能力を伸ばし、高校の特色化や魅力化を促進するため、普通科改革に取り組んでいる。普通科改革を実施する伊万里高校について、中学生やその保護者等へ周知し、理解促進を図るための情報発信を行う。

(2) 県立高校の魅力発信に係るPR動画制作業務

魅力発信に係る強化指定校である牛津高校の特色ある教育活動等について、県内外の中学生やその保護者等に広くPRすることを目的とした動画を制作する。

(3) 県立高校の魅力発信に係るInstagram運用支援業務

高校の魅力や教育活動を中学生やその保護者等に伝える一つの手段であるSNSの運用について、唐津青翔高校及び牛津高校に対して、学校が継続的かつ効果的に情報発信し、将来的には学校が自走化できるよう支援を行う。

6. 委託業務の内容

(1) 県立高校普通科改革情報発信業務

① 普通科改革を実施する伊万里高校の魅力発信のための動画制作業務

ア 動画の基本イメージ

- ・ 訴求対象は、中学生やその保護者等とする。
- ・ 学校ホームページへの掲載、学校説明会等での活用を想定した動画とすること。
- ・ 伊万里高校の普通科改革について理解促進を図る動画とすること。
- ・ 普通科改革の目的、学校の現状や課題を理解し、改革について良好なイメージが持てる内容とすること。

イ 制作本数等

- ・ 動画は、以下の2本(種類)作成すること。
- ・ 2分程度の動画を1本作成すること。
- ・ 昨年度制作した動画(昨年度の普通科改革実践校:鹿島高校、唐津西高校、佐賀東高校)と合わせて、45秒程度にまとめた動画(全体版)を1本作成すること。
※ 昨年度の普通科改革実践校(3校)の動画は県から提供する。

ウ 企画・構成・撮影

- ・ 動画制作にあたっては、シナリオを含めた企画書等を作成すること。
- ・ 教育振興課及び学校と綿密に協議し内容を固めていくこと。
- ・ 撮影日時や撮影場所の交渉等は、受託者が行うこと。

エ 編集

- ・ 必要に応じてテロップやイラストを作成し、わかりやすく伝えること。
- ・ テロップや音楽、ナレーション等の視聴者が見やすい工夫を行うこと。

<動画の完成イメージ案>

項目	内容	時間
オープニング	・タイトル表示 ・タイトルの簡単な説明	20秒
学校紹介	・簡単な学校紹介	30秒
新設の科またはコースの説明	・科またはコースの名称 ・科またはコースの学習内容	60秒
エンディング	・問い合わせ先	10秒
計		120秒

オ 制作要件

- ・ YouTubeで再生可能な動画形式で作成すること。
- ・ 映像の解像度はハイビジョン(1280×720)以上とすること。
- ・ YouTubeアップロード用のサムネイル画像(動画タイトル含む)を作成すること。

カ 権利関係

- ・ 著作権等の権利関係は十分に確認すること。

キ 成果品

- ・ WEB公開用動画データとDVD1枚を納品すること。

〈動画完成までのイメージ案〉

時期	内容	その他
5月下旬	・受託者の決定 ・県と打ち合わせ	
6月	・撮影 ・編集作業	
7月初旬	・編集作業 ・委託者の最終確認	
7月中旬	・動画完成	

② 新聞等の紙媒体でのPRに係る業務

- ・ 新聞等の紙媒体で、普通科改革の説明等と併せて4校の紹介を行うこと
- ・ 掲載時期については、7月～12月を予定。
- ・ 掲載回数は1～2回程度とする。
- ・ 掲載する内容については、教育振興課と綿密な打ち合わせを行うこと。

③ 制作した動画等の広報展開に係る業務

- ・ 制作した動画等について、広く周知できる媒体を使って広報すること
- ・ その回数は、最低1回とする

(2) 高校魅力化発信に係るPR動画制作業務

① 牛津高校の魅力化発信に係るPR動画制作業務

ア 動画の基本イメージ

- ・ 訴求対象は、中学生やその保護者等とする。
- ・ 学校ホームページへの掲載、学校説明会等での活用を想定した動画とすること。
- ・ 牛津高校の特色や魅力を伝える動画とすること。

- ・ 地域に飛び出して活動する生徒の様子等を取り入れ、地域コミュニティの資源（ひと、もの）の魅力も伝えるような内容とすること。

イ 制作本数等

- ・ 動画は以下の2本（種類）作成すること。
- ・ 2～3分程度の動画を1本作成すること。
- ・ 2～3分程度の動画を編集し、30秒程度の短縮版を1本作成すること。

ウ 企画・構成・撮影

- ・ 動画制作にあたっては、シナリオを含めた企画書等を作成すること。
- ・ 教育振興課及び学校と綿密に協議し内容を固めていくこと。
- ・ 撮影日時や撮影場所の交渉等は、受託者が行うこと。
- ・ アイデア出しや素材集め、全体構成の決定、取材、撮影の各段階で、生徒等の意見を取り入れ、協働しながら動画制作を進めること。

エ 編集

- ・ 必要に応じてテロップやイラストを作成し、わかりやすく伝えること。
- ・ テロップや音楽、ナレーション等の視聴者が見やすい工夫を行うこと。

オ 制作要件

- ・ YouTubeで再生可能な動画形式で作成すること。
- ・ 映像の解像度はハイビジョン（1280×720）以上とすること。
- ・ YouTubeアップロード用のサムネイル画像（動画タイトル含む）を作成すること。

カ 権利関係

- ・ 著作権等の権利関係は十分に確認すること。

キ 成果品

- ・ 編集に利用した生データ、完成動画データ及びサムネイル画像データを入れたUSBメモリ（ファイル形式はMP4）1本を納品すること。

② 動画制作における生徒等へのアドバイスや指導等

- ・ 動画制作について、生徒と地域が協働して主体的に取り組むこととしていることから、シナリオ作成や全体構成、カメラワーク等について、映像クリエイター等によるアドバイスを行うこと。
- ・ 完成動画の周知・拡散方法のアドバイスを行うこと。

- ・ アドバイスの回数は3～4回程度を想定（基本は生徒たちと対面して指導・助言を行うことを想定しているが、数回はリモートの活用も可）

〈動画完成までのイメージ案〉

時期	内容	その他
5月下旬	・受託者の決定 ・県と打ち合わせ	
6月上旬	・高校と打ち合わせ	
6月下旬	・アイデア出し、素材集め	アドバイス①
7月	・方向性（全体構成）の決定 ・シナリオ完成	アドバイス②
8月	・取材、撮影	
9月	・取材、撮影 ・編集作業	アドバイス③
10月	・完成 ・文化祭等で完成動画を披露	
12月	・動画の周知・拡散方法	アドバイス④

(3) 高校魅力化発信に係るインスタグラム運用支援業務

- ① 唐津青翔高校及び牛津高校への iPad の導入及び通信サービスの提供
 - ・ Apple 製 iPad (第10世代) Wifi+Cellular モデル64GB をレンタル（賃貸借）により導入すること。数量は、2式とする。端末は、賃貸借期間終了後、受注者に返還する。
 - ・ 通信サービスを提供すること。回線数は2回線とする。5G通信に対応していることとし、5G通信に対応していないエリアでは4G/LTE通信に対応し、安定的に利用できること。1か月あたりのデータ通信量は無制限であることとし、通信料についてはデータ量に関わらず定額であることとする。
 - ・ 賃貸料には端末利用料、通信料その他一切の経費を含むものとする。
 - ・ 保守修理の費用は委託者側の故意又は重過失によるものを除き、無償とすること。
 - ・ 賃貸借期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日とする。
 - ・ 納品期限は、令和6年6月28日とする。ただし、やむを得ない理由により納品期限までに納品できない場合は、協議により納品期限を決定する。
 - ・ 納品場所は、佐賀県立唐津青翔高等学校（東彼杵郡玄海町大字新田1809-11）及び佐賀県立牛津高等学校（小城市牛津町牛津274番地）とする。
- ② 唐津青翔高校及び牛津高校の職員等を対象としたSNS運用研修の実施
 - ・ インスタグラムの操作や効果的な運用方法に係る研修会を企画し、年4回実施すること。そのテーマや内容は各回、異なったものとする。
 - ・ 対象者は、唐津青翔高校及び牛津高校の職員等で、各回20名程度。

- ・ 研修の日時は、学校の職員が参加しやすい時間帯で設定すること。企画コンペ後に、教育振興課及び学校と協議して決定する。
- ・ 研修の実施場所は、県や学校の会議室等を想定している。企画コンペ後に、教育振興課及び学校と協議して決定する。
- ・ 講師への依頼や報酬の支払い、その他研修を円滑に遂行するための一切の業務を行うこと。
- ・ 講義資料、受講者アンケート等、研修に関する関係資料を作成すること。
- ・ 研修内容について、各学校から質問や相談があった場合は、フォローアップを行うこと。

③ 唐津青翔高校及び牛津高校のInstagram運用の効果検証

- ・ 毎月のフォロワー数や閲覧数等の推移、学校訪問の参加者数、志願者数等の前年度との比較といった指標を用いて、次年度に向けた改善案等を取りまとめた報告書を提出すること。

<研修会開催のイメージ>

時期	内容	その他
7月	<初級> ・Instagramの基礎 ・各種機能の使い方 ・投稿の手順やポイントなど	
8月	<中級> ・映える写真加工のテクニック ・閲覧数を増やすハッシュタグの最適化 ・フォロワーが増えるプロフィールの工夫	
10月	<動画編集> ・ストーリーズ、リールの活用方法 ・再生数が伸びる動画編集術	
12月	<アカウント運用> ・指標となる数値の分析方法 ・改善策の立案方法 ・運用継続のコツ	

7. 予算

5,888千円(消費税額及び地方消費税額を含む金額)

8. その他の留意事項

本委託業務は委託者と十分に協議の上、以下の点に留意しながら実施すること。

- ① 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ② 本委託業務の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合(申請・届け出等含む)は、受託者がこれを行うこと。
- ③ 受託者は、本委託業務を履行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- ④ 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。また、個人情報の取扱いについては、県が定める個人情報保護特例及び情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ⑤ 受託者が委託者に引き渡すべき成果物は、佐賀県の所有とする。
- ⑥ 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は佐賀県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。
- ⑦ 受託者は、佐賀県に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- ⑧ 受託者の有する前項所定の著作権人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに佐賀県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作権人格権を行使するものとする。
- ⑨ 受託者は佐賀県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- ⑩ 受託者は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書等の関係書類、請求書を委託者に提出すること。